

業務継続計画未策定減算の取扱いについて

1 減算が適用されるサービス種別

施設・居住系：療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設
 訪問・通所・相談系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

2 減算される単位数

施設・居住系：所定単位数の3%減算
 訪問・通所・相談系：所定単位数の1%減算

3 減算が適用される要件

以下の運営基準を満たさない場合に、減算の適用が必要になります。

(1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。

(2)業務継続計画に従い**必要な措置**を講ずること。

計画に記載するとともに必要な措置を講すべき内容

ア 感染症に関する業務継続計画

- ・平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
 - ・初動対応
 - ・感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）
- イ 自然災害に関する業務継続計画を策定すること。
- ・平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
 - ・緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
 - ・他施設及び地域との連携

4 減算の経過措置

ア 下記イに記載のサービス以外については、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備（感染症防止指針）」及び「非常災害に関する具体的計画の策定（非常災害対策計画）」を行っている場合、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

※感染症防止指針及び非常災害対策計画両方とのみの策定がなければ、減算対象

イ 次のサービスについては、一定期間減算を適用しない。

サービス種別	経過措置期間
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援	令和7年3月31日まで
就労選択支援（新設）	令和9年3月31日まで

5 減算の適用期間

- ・減算の適用開始月：基準を満たさない事実が生じた時点まで遡及※

身体拘束廃止未実施減算、虐待防止措置未実施減算のよう行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点の翌月から適用するものではありません。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 1（令和6年3月29日）問15

※「4 減算の経過措置」に記載の経過措置対象となるサービス種別を提供する事業所は経過措置期間終了時まで遡及。それ以外は義務化された令和6年4月まで遡及。

- ・減算の適用終了月：基準に満たない状況が解消されるに至った月

運営基準を満たしていない事実が生じた場合、速やかに業務継続計画の作成及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じ監査指導課に実施報告（作成した業務継続計画及び必要な措置の実施記録等を提出）を行っていただきます。当該報告により基準に満たない状況が解消されたと認められた月が減算終了月となります。

なお、実地指導により基準を満たさない事実が確認できた場合は、基準に満たない状況の早期解消を進めるため、実地指導結果通知に基づく改善状況報告とは別に上記報告を実施いただくことも可能です。

※例：X年10月の実地指導において、運営基準を満たしていない事実を確認した場合（かつ、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っていない場合）。

減算の適用開始月：令和6年4月（サービス提供分）

減算の適用終了月：①X年11月に実施報告を行い改善が認められた場合 X年11月

（実地指導を実施した同月内に実施報告を行い改善が認められた場合はX年10月）

②改善とは認められなかった場合

改善と認められた月

6 減算適用の要件ではないが、義務化されている内容

以下の運営基準を満たさない場合、減算は適用されませんが、実地指導においては文書指摘事項に該当し、改善を求めます。

- (1)従業者に対して業務継続計画についての周知
- (2)必要な研修及び訓練の定期的な実施（年に1回以上※）
- (3)定期的な業務継続計画の見直し

※障害者支援施設及び障害児入所施設は年に2回以上の実施が必要。「年に1回」とは、年度ではなく直近1年で考える。直近1年以内に研修及び訓練を実施していない場合、減算となる恐れがあるため注意すること。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 1（令和3年3月31日）問18を流用

7 その他

業務継続計画作成の研修資料及びひな形については、下記の厚労省のホームページに掲載されていますので、ご活用ください。

- (1)厚生労働省ホームページ「障害福祉サービス事業所等における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaihoga/koureisha/douga_00003.html

- (2)感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

- (3)障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

8 業務継続計画未策定減算の取扱い（流れ）

